

区分		概要
	共通	非日常的で新しい暮らし方の体験・発信できる場所の創出
		非日常と日常の接続（日常から非日常へのフィードバック）
		景観や安全への配慮
		使用基準の明確化
全般		現状の有効活用
		地域の人たちが自由に使用できる環境整備
整備	親水整備	親水公園（河川水の導水・浄化） 浮島（舞台・ワーキングスペース）
	アクセス整備	国道12号からのアクセス階段・ループ橋 吊り橋・水中トンネル
全般		移動式の施設による実験的なイベントの実施
		必ずしも水に接しない遊び方
活用	高水敷利用	地元の良さを子どもに伝える学びの空間としての利用
		キャンプ
		音楽フェス・音楽練習 水フェス（シャボン玉・水鉄砲）

区分	概要
高水敷利用	凧揚げ・風で鳴る楽器のイベント
	ライブ・オペラ・ダンス・演劇（防災ST船着き場）
水面利用	花火大会（船上での観覧）
	遠足コース
環境・体験・防災学習	防災ステーションでの歴史・防災体験
	自然体験・バードウォッチング（宿泊）
	サイクリングとの連携
その他	資金循環のスキーム構築
運営その他	収益還元等をマネジメントする組織の設立
	王子製紙との連携（工場夜景）

各ゾーンの機能・目的

- 駐車ゾーン⇒利用者の効果的な誘導
- 親水ゾーン⇒水辺の親水性向上
- 水面利用ゾーン⇒水面の有効活用
- キャンプゾーン⇒非日常空間の提供
- 遊び場・イベントゾーン
⇒地域の多様なニーズに対応した場の提供
- 自然散策ゾーン⇒環境教育等の場の提供
- 芸術ゾーン⇒文化芸術活動の支援

キャンプゾーン
[整備] 高水敷整正
[利活用] キャンプ・バーベキュー

遊び場・イベントゾーン
[整備] 高水敷整正
[利活用] 各種イベント・広場

駐車ゾーン
[整備] 高水敷整正
[利活用] 利用者の駐車

水面利用ゾーン
[整備] なし
[利活用] 船上花火大会(観覧)

親水ゾーン
[整備] 親水広場(フンド)
[利活用] 水遊び・水フェス

水面利用ゾーン
[整備] なし
[利活用] 船上花火大会(観覧)

自然散策ゾーン
[整備] なし
[利活用] 散策・遠足・ボードウォッチング

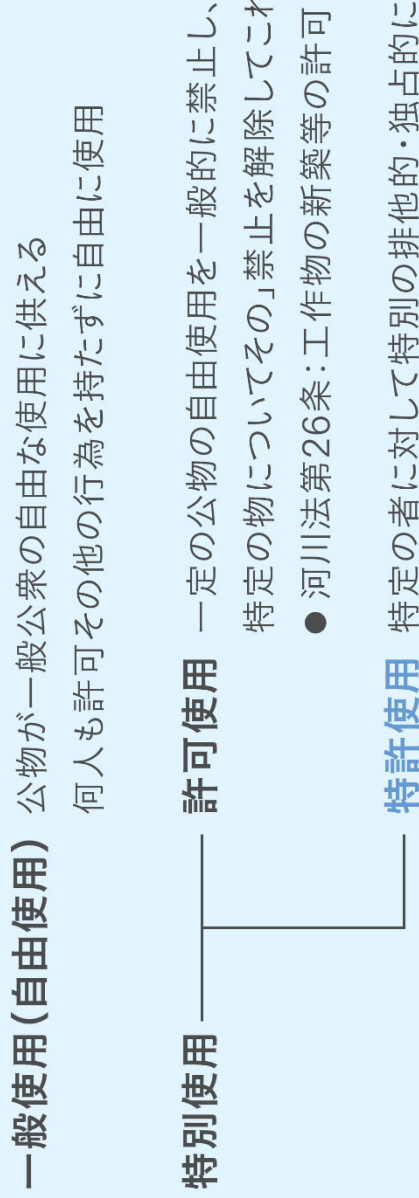
条丁目地区

芸術ゾーン
[整備] なし
[利活用] 音楽フェス・演劇等

基本的に千歳川は公共用物であり、自由に利用できるものの、自由使用の範囲を超えて排他的・継続的に使用する場合は、河川管理者の許可を受ける必要がある。

河川敷地を占有※する場合は「河川敷地占有許可準則」に基づく許可手続きが必要となるが、占有の考え方や手続きは河川管理者の自由裁量で行われている。

公物の使用関係



- 河川法第26条：工作物の新築等の許可
- 河川法第23条：流水の占有の許可

第24条：土地の占有の許可

出典：国土交通省ホームページ (<https://www.mlit.go.jp/river/kankyo/main/kankyou/machizukuri/pdf/tebiki.pdf>)

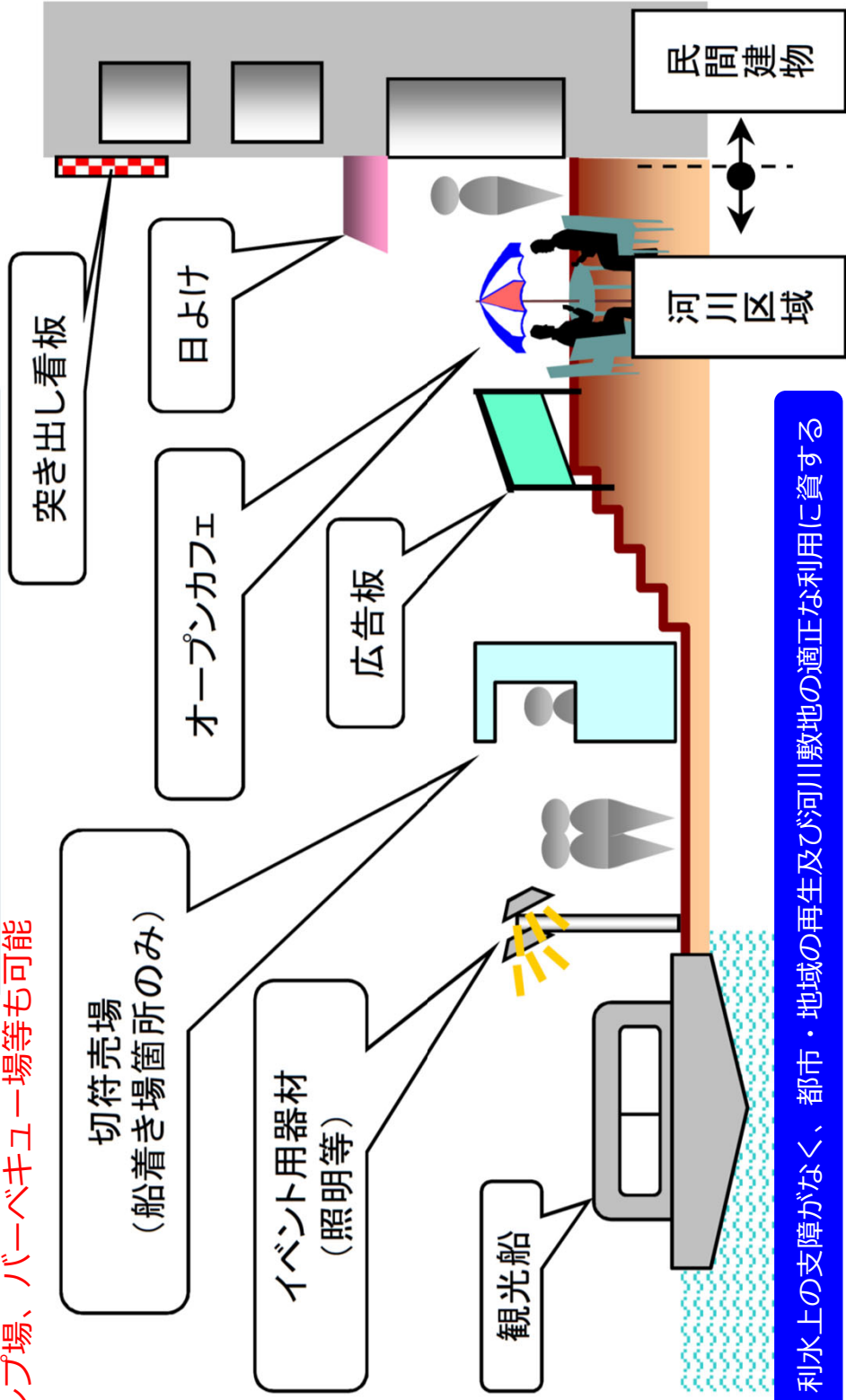
※占有について

河川敷地に施設等を設置し、敷地内を独占して使用することを意味する。占有が認められる施設は、治水上や利水上の支障がなく、他者の河川利用を著しく妨げないものとし、河川周辺の土地利用、景観等を損なわず、かつそれらと調和したものでなければならぬ。また、河川整備計画等の河川の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合は、その計画に沿ったものでなければならぬ。

都市・地域再生等利用区域の制度について①

河川敷地については、原則的に自治体等の公的主体にのみ許可され営業活動を行うことができないが、平成23年の河川敷地占用許可準則の改正により、多様な主体による賑わいのある水辺空間の創出に資するため、特例として地域の合意が得られた場合に、占用主体及び占用施設を緩和してオープンカフェ、売店等の営業活動を行う事業者等（民間事業者等）についても占用を許可することが可能となった。これにより、水辺のオープンカフェや川床、イベント広場等による多様な利活用が推進されている。

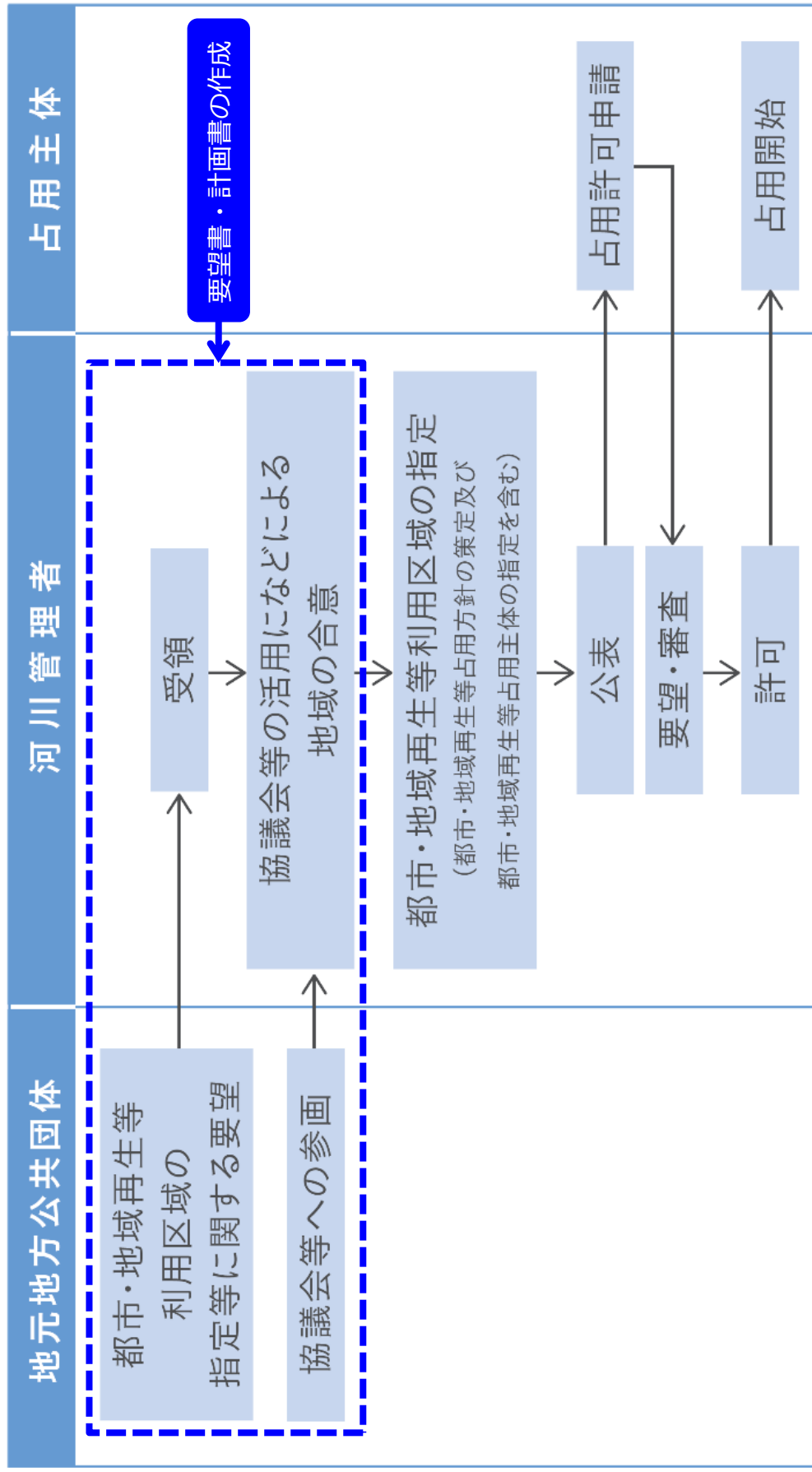
広場、キャンプ場、バーベキュー場等も可能



治水・利水上の支障がなく、都市・地域の再生及び河川敷地の適正な利用に資する

都市・地域再生等利用区域の制度について②

事業者等による河川敷地の利用にあたっては、河川管理者が「都市・地域再生等利用区域」を指定することになっている。
平成28年の河川敷地占用許可準則の改正により、民間事業者等への占用許可期間を「3年以内」から「10年以内」に延長している。



都市・地域再生等利用区域の事例（豊平川）

区域名称	豊平川ウォーターガーデン
概要	札幌市の公園緑地「豊平川ウォーターガーデン」を中心として、自然とのふれあいの場や子育ての場としての機能充実と利活用促進を図るため、環境教育等のイベント開催、飲食物の販売等を実施する。
河川管理者	北海道開発局長
水系名・河川名	1級・石狩川水系・豊平川
指定範囲	札幌市中央区南26条西7丁目395-9～ 南区南30条西8丁目510-1地先
指定日	R2.1.2.7
占用主体	札幌市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（公園緑地）、これらと一体をなす飲食店・売店・オープンカフェ・照明音響施設・日よけ等
合意方法	豊平川利活用協議会
許可期間	10年
関連URL	北海道開発局HP https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ky/kengyou/ud49g7000000081ty.html

位置



水辺の様子

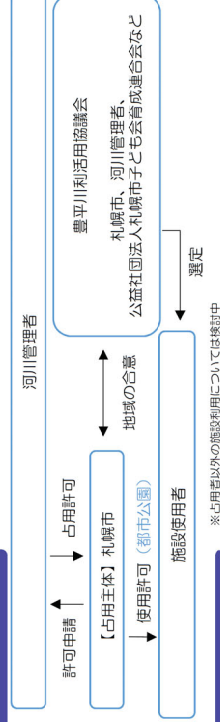


水遊び

オープンカフェ



事業スキーム



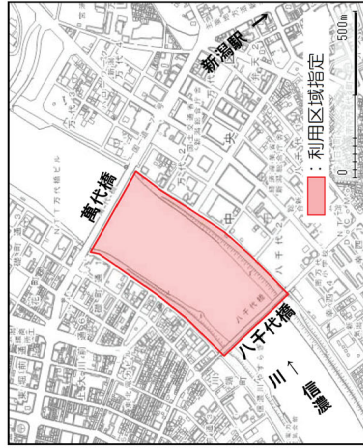
効果と今後の展開

- ・「豊平川ウォーターガーデン」には、遊水路や遊具が設置され、夏には多くの家族連れが訪れる。
- ・環境教育イベントの開催や民間事業者による飲食物等の販売、休憩施設等の利便施設の充実により、レクリエーション・レジャー空間としての利用促進を図る。

都市・地域再生等利用区域の事例（信濃川）

区域名称	信濃川やすらぎ堤
概要	新潟市中心市街地を流れる信濃川のやすらぎ堤（緩やかな法面勾配（5割）の堤防）や萬代橋は、新潟市のシンボルである。その素情らしいロケーションを活かしたイベントの実施や飲食店の出店等により、賑わいと憩いの場が創出され、河川区域を含む萬代橋周辺地区の一層の活性化と新潟市の魅力・活力の向上が図られる。
河川管理者	北陸地方整備局長
水系名・河川名	1級・信濃川水系・信濃川
指定範囲	萬代橋～八千代橋間の信濃川左右岸及び水面
指定日	H28.2.25
占用主体	新潟市長
占用施設	広場、イベント施設、遊歩道、船着場、船着場、前述に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明、音響施設、切符売場、案内所、船上食事施設、等
合意方法	信濃川やすらぎ堤利用調整協議会
許可期間	3年
関連URL	北陸地方整備局HP http://www.brr.mlit.go.jp/river/toshitokisaisei_shitei/yasuragitei/index.html

位置



水辺の様子

新潟中心部の憩いの場となっているやすらぎ堤



やすらぎ堤の出店状況

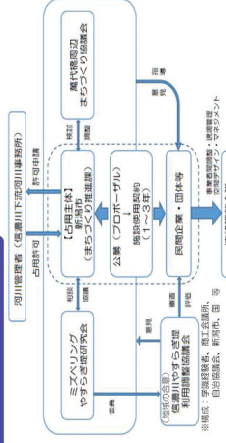


民間事業者によるミズベへの創出



イベント
実施状況

事業スキーム



効果と今後の展開

- ・ 占用主体である新潟市が公募により選定した民間事業者等と使用契約を結び、オープンカフェや売店等の店舗営業やイベントを開催している。
- ・ これにより、人々の関心や動きがやすらぎ堤周辺に集まるようになり、“ミズベ”から“まちなか”へと賑わいの拡がりに期待が高まっている。
- ・ 今後、より民間事業者が主体性を発揮できる体制を構築し、さらなる賑わいの創出を目指している。

利用者数

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度		
店舗数	11	14	12	7		
	右岸：9 左岸：2	右岸：13 左岸：1	右岸：11 左岸：1	右岸：6 左岸：1		
利用者数	H28年度計		H30年度計		R1年度計	
	7月	12,000人	13,000人	16,500人	17,100人	—
	8月	10,000人	12,600人	12,300人	14,100人	—
	9月	8,000人	8,700人	5,000人	9,100人	—
	10月	—	—	1,500人	—	—
計	30,000人	34,300人	35,300人	40,300人	—	